

赤井委員

最初に、最近大きな問題になっています生活保護の不正受給についてお伺いします。新聞発表でも様々な不正受給について報道され、厚生労働省でもいろいろなことを考えているというような状況も出てきております。不正受給につきましても、資産がなくて働くところもなくて、生活保護をどうしても受けなければいけないという方々にとっては、こういう不正受給等があることによって萎縮してしまうというふうに思いますので、この点については明確な形で決めていかなければいけないと思っています。県内の現在の生活保護の受給状況をまず最初にお伺いします。

生活援護課長

平成 23 年度の速報値ですけれども、県全体で 10 万 5,846 世帯、14 万 7,635 人でございます。その動向といたしましては、世帯の数では最少だった平成 4 年度の 2 万 8,160 世帯から平成 21 年度まで毎年度、平均で約 106%前後の増加で、平成 21 年度、22 年度はそれぞれ約 111%という高い伸びを示しております。その中でも、高齢者世帯が最も多く、全体の約 4 割を占めておりまして、平成 21 年度、22 年度は高齢者や母子世帯、障害者、傷病者などの理由でない世帯をその他世帯と呼んでいますけれども、そうした世帯が急激に増えております。

赤井委員

新聞発表では、2010 年度で生活保護費の総額 2,433 億円のうち、不正受給が 10 億円ということで非常に増えてきているということです。生活保護を受ける方自身が大きく増えてきているわけでありますが、今年の 6 月に全国で初になるのかもしれませんが、不正受給防止の対策連絡会を発足いたしました。そういう中で、様々な検討もされてきていると思うのですが、具体的にはどのような不正受給があるのか、多い順に教えていただきたいと思っております。

生活援護課長

平成 22 年度の本県の保健福祉事務所管内で最も多いのが、稼働収入の無申告、過少申告でございます。その次に多いのが、各種年金などの給付の無申告でございます。次に、交通事故の補償に係る収入の無申告と、住宅扶助の敷金、礼金の誤申告という状況でございます。

赤井委員

実際の給付等については基礎自治体の方だと思いますが、今のお話にありましたように、収入が多いとか不申告とか、この辺の実態調査についてはどういう形でやっているのでしょうか。

生活援護課長

まず、課税調査を年に1度行います。これが一番大きな調査でございます。定期的な家庭訪問によって生活状況を把握し、例えば、新しい物があつたりすれば、ケースワーカーが察知して、アルバイトをしているのではないかといった聞き取りをして判明するということもあります。それから、勘違いしている面もあり、高校生がアルバイトをするということについても世帯の収入になりますので、高校生の収入は知らなかったということもありますので、事前の説明をしっかりとすることによって判明するというケースもございます。

赤井委員

家庭訪問を通じて、家具が増えているとかいうような状況であれば目に見えて分かるわけですがけれども、今の高校生のアルバイトとか、そのぐらいならまだいいのかもしれないのでしょうかけれども、実際に相当な収入を得ているというような方々で、働けるのに働かないという方であれば、当然に生活保護の打切りになると思うんです。家庭訪問はどういう方々がやられているのですか。

生活援護課長

家庭訪問を行うのは福祉事務所のケースワーカーでございます。

赤井委員

ケースワーカーが、例えば、そのお宅の資産とか何やらと全部調べ上げるというのは相当難しいと思うんです。ケースワーカーも生活保護の方がこれだけ増えてくれば、人も足りないのではないのかなとも思うんです。そういう点では、各自治体もケースワーカーを増やさなければいけないという状況もあると思うんですが、その辺については県として市町村に対し、生活保護の不正受給防止のためにどういう指導を行っているんですか。

生活援護課長

ケースワーカーの人数が足りないところについては、市の福祉事務所への監査などで計算して、何名足りませんということで指導してまいります。そうした地道な指導のほか、県としましては不正受給の例などを各福祉課長会議などで御報告し、こういった例があるので気を付けましょうというようなことはこまめにしております。

また、6月に県警察と連携して不正受給防止のための連絡会を開催いたしましたので、そういった体制や枠組みをつくりましたので、今後、県警察や市町村とも連携して、もう少し進められるのではないかとこのように考えております。

赤井委員

本当に悪意で不正受給をする方、特に事件になるような不正受給が発生しているということから、今回、厚生労働省の方でも家賃などの住宅費を自治体が受給者に代わって直接納めるといった、現物給付方式のようなものを打ち出し

たというふうに新聞に出ておりました。この辺の内容について説明していただけますか。

生活援護課長

生活保護制度につきましては、現在、国が生活困窮者の支援戦略として、生活保護の基準なども含めて見直しを図っているところですが、先般、報道されたような現物給付、あるいは原則、自治体が家賃を大家さんに払うというようなことについては、私どもも知らされておりました。これまで個別の判断で行政では代理納付ということを行ってまいりましたけれども、国の方に問い合わせましたところ、まだ具体的な話ではないという回答でございました。

赤井委員

単純に考えると、生活保護の方々の肩代わりとして住宅の扶助、住宅費を自治体の方が払うということになれば、これは非常に簡単で様々なトラブルも起きなくていいのかなとも思うんですが、何か問題はありますか。

生活援護課長

そうしたメリットの反面、生活保護受給者であるということを経営者に知らせることになるというプライバシーの問題も出てきます。納付をどういう方法で行うのかも含めて、コストの問題も考えなければならないと思います。また、現にきちんと納めている人にも全てやるのかというようなこともありますし、公営住宅については原則ということになりますと、納付のシステムも改修しなければならないといった行政側の初期投資がかかるという面もあり、課題は多いと受け止めております。

赤井委員

最近、特に話題になっています、いわゆる貧困ビジネスというとんでもないサービスがあるのですけれども、こういう連中にとってみると、住宅扶助の現物給付という形になると、直接払い込まれるわけです。これは、貧困ビジネスをやっている人にとってプラスになるのか、マイナスになってしまうのか、どうなのでしょう。

生活援護課長

自動的に行政から家賃が振り込まれるということになりますので、これは貧困ビジネスをやっているようなところにとっては、好都合なことではないかと受け止めております。

赤井委員

厚生労働省の方でこういう方法を考えているという新聞報道があったわけですが、これから生活保護の方々がどんどん増える中で、自治体が実際にこれを納付するという今の話を聞きますと、公営住宅ですと納付書も統一しなければいけないという点ではコストもかかるし、システムの改修は大変なこと

であると伺いました。

さらには、貧困ビジネスというような連中にとってみると、自分たちが苦勞しないで実際に入ってきてしまうというのは、自治体が貧困ビジネスをやっているみたいなことになってしまうので、そういう点ではどうなのかなというふうにも思います。

いずれにいたしましても、国の方でこんなことを考えているということですが、更にもっとNPOなどが運営する総合相談支援センターにおいて、生活保護を受けている方々に就労等、しっかりと手当をしてあげようという話も出てきておりますが、この総合相談支援センターについてはどういう内容でしょうか。

生活援護課長

総合相談支援センターにつきましても、私どもはまだ情報を何も頂いておりませんので、同じように国の方もまだ何もないということでお話を伺っております。

赤井委員

先ほどの現物給付にしても、NPOの総合相談支援センター等についても、新聞が先走りして発表したのかもしれないですが、実際にこういう問題はこれからの大きな課題だと思います。そういう意味では、神奈川県としても生活保護の方々に対しての、特に住宅手当、住居費についてどうしていったらいいのかという点については、国の方の制度等を待つことなくしっかりと進めてもらいたいと思いますが、その辺について部長、いかがですか。

地域保健福祉部長

生活保護の不正受給につきましては、現在、県としましても大変大きな課題と認識しております。国の制度や考えはまだ入手できない状況ではありますが、今後とも国の方の状況についてアンテナを張って、できるだけ早く入手し、対応していきたいと思っております。

また、先ほど課長の方からも答弁させていただきました不正受給を防止するための県警察との連絡会というのも設けまして、各市町村あるいは福祉事務所等々が県警察と連携しながら、不正受給を防止していく取組ができるよう、進めていきたいと考えているところでございます。

赤井委員

続きまして、認知症についてですが、前回の定例会で代表質問もさせていただきました。また、この常任委員会でも質問させていただきました。先日の新聞によりますと、認知症の高齢者が現時点で300万人を超えたというふうな報道もありました。これは、当初の予想よりも相当早く進んでいると思っております。当初、この時点ではまだ210万くらいの人数だったと思うんですが、当初の予測より大きく増加している予測が出て、これは大変なことだと思うんです。その辺についての状況をどう把握しておられますか。

#### 高齢福祉課長

ただいま委員の方から御指摘をいただきました8月24日の新聞報道でございますが、厚生労働省の認知症高齢者数の推計につきましては、私どもも新聞報道で知る限りの範囲内で承知しております。

これまでの認知症の推計につきましては、平成14年の認知症認定者の方のデータを基礎といたしまして、その翌年に厚生労働省が日本の将来推計人口を基に推計したものでございます。委員から御指摘をいただいたように、2015年では250万人程度であったものが、今回の推計では345万人ということで、300万人を大幅に上回るというような報道があったわけでございます。

前回の推計値と今回の推計値が異なる理由につきましては、この新聞報道を見る限りでは、急速に高齢化が進んでいる状況であるとか、認知症の理解や啓発が進んだことによって認知症の患者さんの受診者が増えたのではないかと聞いたことが言われてございます。

もう一つは、私も顧みますと、前回の推計データというのは介護保険制度の導入直後の介護認定プログラムに基づいたデータでございまして、その当時は認知症の日常生活の自立度というものが反映されていなかったということがございます。最初の改定でそれを反映させるんだということで、大きく認定プログラムが変わってございましたので、そういった基礎データの違いによるものと認識してございます。

#### 赤井委員

厚生労働省の推計では急速な高齢化は分かっていたにもかかわらず、予測値をこんなに外れているということは、厚生労働省の怠慢だというふうに思います。そんな中で、神奈川県は高齢福祉課長を中心に様々な形で、例えば認知症サポーターの養成についてということで、前回もこの委員会で聞きました。この秋からはeラーニング等について進めていきたいというふうに話しておりましたが、その進捗状況はいかがでしょうか。

#### 高齢福祉課長

eラーニングの認知症サポーター養成講座でございまして、インターネットを活用した学習ソフトを県で作成いたしまして、インターネットで公開するという内容でございまして、現在の進捗状況につきましては、学習ソフトの画面操作の制作が終了し、現在、講座の解説の映像であるとか、画面ごとの説明の音声の吹き込みといったことに着手しようとしてございまして、最終的には11月の介護の日を目指して、イベント等でこういった存在を周知してまいりたいと考えてございます。それに向けて現在、準備を進めております。

#### 赤井委員

先ほどの推計の中でも課長がおっしゃっていたように、認知症サポーターの養成等も神奈川県が何とか最下位を脱却して、下から3番目ぐらいになってきたということでは、サポーターがどんどん増えてきているし、認知症に対しての認識度が増してきているんだなと思います。そんな中で、若年性の認知症と

というのが最近クローズアップされるようになってきたのですが、この若年性認知症とはどういうものなのか教えてください。

#### 高齢福祉課長

若年性の認知症につきましては、神奈川県内でも茅ヶ崎市の広報課長が万引きしたということで、当初は失職いたしました。それが認知症によるものだったということで復権を果たしたというような事例がございました。

そういったことなどで、社会的認知度が高まっている中、やはり若年性の認知症の実態そのものは余り分かっていないということで、県としましても昨年度、若年性認知症の実態調査をさせていただきました。これは市町村の被保険者に対する調査で、医療機関の受診状況、また、患者家族会に対する調査といったもろもろの調査をさせていただきました。若年性の認知症につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の方で、若年性認知症という診断を受けた方を指すということでございまして、神奈川県内の保険者の状況では800名ほどいらっしゃいます。年齢的な状況を見ましても、50歳前後で発症されるということで、昨年の調査では、大体60歳から64歳までが7割といったような状況でございました。

また、その特性としましては、老人性の認知症と異なりまして、若年期に発症する内容でございますので、御本人が単なる物忘れというような意識ではなくて、自分は認知症ではないとの強い否定から入りますので、よく見られるのは粗暴面ということで、対応される家族の方々の負担感も大きいといったことが指摘される状況でございます。

#### 赤井委員

若年性認知症というのは18歳から64歳というふうにも伺っています。今のお話は40歳以上ということですから、介護という形を含んでいる中での調査ですが、神奈川県でももう少し数はあるのかなというふうに思います。それと同時に、今、課長がおっしゃっていたように、本人は絶対認知症ではないと否定したい気持ちはよく分かりますので、それだけに家族の方々も非常に大変なのかなというふうにも思います。また、若い方ですから仕事を持っている方々も多いと思います。そうすると、仕事も当然できなくなるといった経済的な問題とかも出てくると思いますが、県として若年性認知症に特化して相談するような場所というのはあるんですか。

#### 高齢福祉課長

若年性認知症に特化した内容でございますと、国が愛知県に認知症コールセンターを全国的規模で展開してございます。また、本県が設置しております認知症コールセンターでも、若年期、老年期を問わず相談を受け付けてございまして、場合によっては国の認知症コールセンターを紹介する場面もございます。

さらには、認知症疾患医療センターが、現在、東海大学附属病院と久里浜医療センターに開設されてございますが、こちらも専門的な医療相談ということで、若年期の方の相談にも応じておりますので、県内で2箇所の相談窓口があ

るという状況でございます。

#### 赤井委員

特に若い方々の認知症については、様々な問題があるというふうに伺っております。相談する場所やリハビリの場所など、様々なことがこれから必要になってくると思います。東京都では、この5月に東京都若年性認知症総合支援センターを開設しました。これは、全国で初めて治療や仕事の問題、財産の管理、介護などの様々な手続のワンストップ窓口で、いろいろな手続まで全部やってくれるというような窓口ができたようであります。神奈川県でもすぐにこれと同じようなものをつくれというのはなかなか難しいかもしれません。また、若年性認知症については1,000人に満たないという少数の方々ということでは、なかなかそのとおりにはいかないかもしれません。神奈川県でも若年性ではないけれども認知症についてのコールセンターはあるというふうには伺っていますが、若年性に特化した形でこういうようなものをつくってほしいというふうに思うのですが、今後の方向についてお答えいただけますか。

#### 福祉・次世代育成部長

東京都のワンストップサービスということでお話がありましたが、正直申し上げまして、予算の面、それから関係セクションがかなり多岐にわたりますので、そうした調整もでございます。お話のとおり、一朝一夕にやりますということでお答えできるわけではないのですが、今後、若年性の認知症を検討する中での研究課題としていきたいと思っております。

先ほど、昨年度に実態調査を実施したということをお知らせしました。県の今後の取組としては、実態調査で明らかになった課題についてどうやって解決していくかということになると思います。具体的に申し上げますと、一つは医療機関を含めた関係機関、それから県民の皆様の理解がまだ進んでいないということで、そういう知識の啓発が必要だろうということがあります。

患者さんの支援ということに関しては、家族の方への支援、御本人の就労支援ですとか、一家の大黒柱というケースがありますので経済的支援というものが問題になると思います。それから、若年性認知症に特化したサービスの充実ということもございますが、本県では認知症対策推進協議会がございまして、若年性の認知症だけではありませんけれども、認知症全体の総合的な施策を推進するために自治体の医療関係、福祉関係の方に委員になっていただいた協議会を設けて、この8月1日に第1回の協議会を設けたところでございますので、そうした中で御検討をいただくということになると思います。

それから、国の方の動きですけれども、今後の認知症施策の方向性について6月にまとめられました。具体的な対応の一つとして若年性認知症施策の強化ということが一つの柱になっております。今後、平成25年度からの5箇年間、具体的に何をやっていくかということをお国の方で来年度の予算編成に合わせて検討しているということでございますので、こうした国の検討も踏まえながら、本県も施策を検討してまいりたいと考えております。

赤井委員

東京都と同じような形では予算の関係等でなかなか難しいというのがあるかもしれません。同時に、保健福祉局だけではなくて、就労の問題ということになれば、商工労働局との連携等も必要になってくると思います。正に知事の言っているクロス・ファンクションが必要で、東京都に続いて全国に先駆けての若年性認知症等に対する対応ができる体制ができると大変嬉しく思いますので、どうか他の部局との連携を図りながらしっかり進めてもらいたいと要望いたします。私の質問を終わります。